



各位

平成18年5月26日

会社名 株式会社ニレコ

(コード番号 6863 JASDAQ)

代表者名 代表取締役社長 山田秀丸

問合せ先 取締役執行役員管理部門担当 金子晃

電話 0426(42)3111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成18年6月28日開催予定の第80回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の趣旨及び目的

- (1) 執行役員制度の導入を含めた経営改革のため、執行役員を当社独自の機関として位置付けるとともに、取締役の員数を減少させる。
- (2) 平成18年3月27日の取締役会決議により、1単元当たりの株式の数を1,000株から100株に変更したことに伴う定款の変更の結果、規程を書き換える。
- (3) 平成18年3月27日の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議したことに伴い、当社定款について所要の変更を行う。
- (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、当社定款について、次のとおり所要の変更を行う。
 - ① 当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置くことを定める。
 - ② 株券発行会社である旨を明記し、併せて単元未満株式に係る株券の取扱を定める。
 - ③ 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株主の権利を限定する規定を新設する。
 - ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設する。

- ⑤ 取締役及び監査役が期待される職務をより適切に行えるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる規定を新設するとともに、社外監査役及び会計監査人の責任を予め限定する契約を締結することを可能にするための規定を新設する。なお、取締役の責任を一部免除できる規定については、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。
- ⑥ 毎年3月末日を基準日とする剰余金の配当(期末配当)及び毎年9月30日を基準日とする剰余金の配当(中間配当)を定めるとともに、それ以外の日を基準日とする剰余金の配当を可能とすることを定める。
- ⑦ その他、会社法が施行されることに伴い、定款上で引用される旧商法の条文を会社法の相当条文に変更し、旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、併せて一部表現の変更と字句の修正を行い、条文の加除に伴う条数の変更を行う。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 案	現 行
第1章 総則	第1章 総則
<u>第4条(機関)</u> 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u> <u>2. 前項の機関に準ずるものとして、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。</u>	(新設)
<u>第5条(公告方法)</u> 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 第2章 株式	<u>第4条(公告の方法)</u> 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。 第2章 株式
<u>第6条(発行可能株式総数)</u> 当社の <u>発行可能株式総数</u> は3,940万株とする。	<u>第5条(発行する株式の総数および自己株式の消却)</u> 当社の発行する株式の総数は3,940万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>

変 更 案	現 行
<p><u>第 7 条(株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第 8 条(自己株式の取得)</u> 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>取得</u>することができる。</p> <p><u>第 9 条(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> 当社の<u>単元株式数</u>は、<u>100 株</u>とする。 2.当社は、<u>第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係わる株券</u>を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p><u>第 10 条(単元未満株式の買増請求)</u> 当社の株主(<u>実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規程に定めるところに従い、所定の手数料を支払って、当社に対して、その所有する当社の単元未満株式の数と併せて<u>単元株式</u>となるべき数の当社の株式を<u>売渡すことを請求</u>することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有していない場合、その他株式取扱規程に定める場合はこの限りではない。</p>	<p>(新設)</p> <p><u>第 6 条(自己株式の取得)</u> 当社は、<u>商法第 211 条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を<u>買い受ける</u>ことができる。</p> <p><u>第 7 条(1単元の株式の数および単元未満株式の不発行)</u> 当社の<u>1単元の株式の数</u>は <u>1,000 株</u>とする。 2.当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」と言う。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p><u>第 8 条(単元未満株式の買増請求)</u> 当社の<u>単元未満株式を有する株主</u>は、株式取扱規程に定めるところに従い、所定の手数料を支払って、当社に対して、その所有する当社の単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式</u>となるべき数の当社の株式を<u>譲渡するよう</u>に請求することができる。ただし、当社が当該請求に係る株式を保有していない場合、その他株式取扱規程に定める場合はこの限りではない。</p>

変 更 案	現 行
<p><u>第 11 条(单元未満株式についての権利)</u></p> <p><u>当会社の株主は、その有する单元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式および新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に規定する单元未満株式の売渡しを請求する権利</u></p> <p><u>第 12 条(株主名簿管理人)</u></p> <p>当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、第10条に定める单元未満株式の買増、单元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>第 9 条(名義書換代理人)</u></p> <p>当社は<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載、株券喪失登録、第8条に定める单元未満株式の買増、質権の登録、单元未満株式の買取りその他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>第 <u>13</u> 条(株式取扱規程) <u>当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買増・買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 <u>14</u> 条(基準日) 当社は毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会</u>において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2.前項のほか、必要ある場合は取締役会の決議に<u>よって</u>、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使することができる株主または<u>登録株式質権者</u>とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第 <u>15</u> 条 〉 (現行定款第 12 条から第 13 条のとおり)</p> <p>第 <u>16</u> 条</p>	<p>第 <u>10</u> 条(株式取扱規程) 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿への記載、株券喪失登録、第8条に定める単元未満株式の買増、質権の登録、単元未満株式の買取り、手数料その他株式に関する取扱いについては、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 <u>11</u> 条(基準日) 当社は毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)をもって、その<u>決算期に関する定時株主総会</u>において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2.前項のほか、必要あるときは取締役会の決議に<u>より</u>、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者</u>をもって、その権利を行使することができる株主または<u>登録質権者</u>とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第 <u>12</u> 条 〉 (条文の記載省略)</p> <p>第 <u>13</u> 条</p>

変 更 案	現 行
<p><u>第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第 18 条(決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議の方法は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第 19 条(議決権の代理行使)</p> <p>株主は、当社の議決権を有する株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は株主総会毎に<u>予め代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(新設)</p> <p>第 14 条(決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>2. <u>商法第 343 条第 1 項に定める決議の方法は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2以上に当たる多数で行うこととする。</u></p> <p>第 15 条(議決権の代理行使)</p> <p>株主は、当社の議決権を有する<u>株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、外国にある株主により指名された代理人に限り、当社の株主であることを要しない。</u></p> <p>2. 前項の場合、株主または代理人は株主総会毎に<u>予め代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</u></p> <p>第 16 条(議事録)</p> <p><u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印して当会社に備え置く。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>第4章 取締役および取締役会 第 20 条(員数) 当社の取締役は<u>5名以内とする。</u></p> <p>第 21 条(選任方法) 取締役は株主総会<u>の決議によって</u>選任する。</p> <p>2.取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>行う。</u></p> <p>3.取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第 22 条(任期) 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のもの</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2.補欠の取締役が取締役に就任した場合の任期は、<u>退任した取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>3. 補欠の取締役の選任の効力は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会開催のときまでとする。</u></p> <p>第 23 条(代表取締役) 取締役会の決議により代表取締役を<u>選定する。</u></p> <p>第 24 条(役付取締役) 取締役会の決議により代表取締役のうちから取締役社長1名を<u>選定し</u>、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第 17 条(員数) 当社の取締役は <u>10名以内とする。</u></p> <p>第 18 条(選任方法) 取締役は株主総会<u>において</u>選任する。</p> <p>2.取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって<u>これを決する。</u></p> <p>3.取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>第 19 条(任期) 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2.補欠または増員により選任された取締役の任期は、<u>他の現任取締役の任期の満了のときまでとする。</u></p> <p>(第3項 新設)</p> <p>第 20 条(代表取締役) 取締役会の決議により代表取締役を<u>定める。</u></p> <p>第 21 条(役付取締役) 取締役会の決議により代表取締役のうちから取締役社長1名を<u>定め</u>、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p>

変 更 案	現 行
<p>第 25 条(報酬等) <u>取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 26 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 27 条(取締役会の決議の省略) <u>当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第 28 条 (現行定款第 25 条のとおり)</p> <p>第 29 条(取締役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役、監査役会および会計監査人</p> <p>第 30 条 (現行定款第 26 条のとおり)</p>	<p>第 22 条(報酬) <u>取締役の報酬総額および退職慰労金は株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第 23 条 <u>取締役会は法令または本定款の定める事項のほか等会社の重要な業務執行を決定する。</u></p> <p>第 24 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 25 条 (条文の記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第26条 (条文の記載省略)</p>

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 31 条(選任方法) 監査役は株主総会の<u>決議によって</u>選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第 27 条(監査役の補欠者) <u>当会社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、定時株主総会において予め監査役の補欠者を選任することができる。</u></p> <p>2.<u>前項の選任については、第 28 条第2項に定める規定を準用する。</u></p> <p>3.<u>第1項の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p>4.<u>監査役の補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第 28 条(選任方法) 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>第 32 条(任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2.任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了のときまでとする。</p> <p>3.<u>補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>4.<u>補欠の監査役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開催のときまでとする。</u></p> <p>第 33 条(常勤監査役) <u>監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。</u></p> <p>第 34 条(報酬等) <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 35 条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>第 36 条 (現行定款第 33 条のとおり)</p>	<p>第 29 条(任期) <u>監査役の任期は就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2.任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了のときまでとする。</p> <p>(第3項、第4項 新設)</p> <p>第 30 条(常勤監査役) <u>監査役はその互選により常勤監査役を選任する。</u></p> <p>第 31 条(報酬) <u>監査役の報酬総額および退職慰労金は株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第 32 条(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>第 33 条 (条文の記載省略)</p>

変 更 案	現 行
<p><u>第 37 条(監査役の責任免除)</u></p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、会社法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p><u>2.当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p><u>第 38 条(会計監査人の責任免除)</u></p> <p>当社は会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p><u>第 39 条(事業年度)</u></p> <p>当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p><u>第 34 条(営業年度)</u></p> <p>当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行なう。</u></p>

変 更 案	現 行
<p>第 40 条(剰余金の配当の基準日) <u>当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2.前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 41 条(中間配当) <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第 42 条(配当金の除斥期間等) <u>配当財産が金銭である場合は、その配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2.未払の配当金には利息をつけない。</p>	<p>第 35 条(利益配当金) <u>当社の利益配当金は毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対しこれを支払う。</u></p> <p>第 36 条(中間配当金) <u>当社は取締役会の決議により毎年9月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して商法第 293 条ノ5に定める金銭の分配(中間配当)をすることができる。</u></p> <p>第 37 条(利益配当金等の除斥期間) <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日より起算し、満3年を経過しても受領されないときは当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>2.未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>

以 上